

## ●生殖補助医療の在り方検討委員会設置要綱

〔平成18年12月21日〕  
〔日本学術会議第30回幹事会決定〕

改正 平成20年1月24日 日本学術会議第50回幹事会決定

改正 平成20年3月24日 日本学術会議第53回幹事会決定

### (設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、生殖補助医療の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (職務)

第2 委員会は、代理懐胎を中心に生殖補助医療をめぐる諸問題について、従来の議論を整理し、今後の在り方などについて調査審議する。

### (組織)

第3 委員会は、16名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

### (設置期限)

第4 委員会は、平成20年4月30日まで置かれるものとする。

### (庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

### (雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

この決定は、決定の日から施行する。

### 附 則（平成20年1月24日日本学術会議第50回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

### 附 則（平成20年3月24日日本学術会議第53回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。